

事業場における安全衛生管理体制のあらまし

1 総括安全衛生管理者の選任(労働安全衛生法第10条)

林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業であって労働者数が常時100人以上の事業場
製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等
卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自
動車整備業及び機械修理業であって労働者数が常時300人以上の事業場
前記以外の業種であって、労働者数が常時1000人以上の事業場

から の事業場について、総括安全衛生管理者を、事業場の事業の実施を統括管理する
者の中から選任し、安全管理者・衛生管理者等を指揮するとともに、以下の業務を統括管理さ
せる必要があります。

- (1)労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2)労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3)健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4)労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか労働災害を防止するため必要な業務で厚生労働省令において定めがあるもの。

2 安全管理者の選任(労働安全衛生法第11条)

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各
種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃
料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業であって労働者数が常時50人以
上の事業場について、安全管理者を、有資格者(1)から選任し、安全衛生業務(= 前記(1) ~
(5))のうち安全に係る技術的事項を管理させる必要があります。

有資格者(1)

1. 以下の のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修(安全管理者選任
時研修)を受講したもの。
学校教育法による大学、高等専門学校における理科系統の正規課程を修めて卒業した
者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
学校教育法による高等学校、中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて
卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
2. 労働安全コンサルタント
3. 厚生労働大臣が定める者。

さらに、業種ごとの事業場規模(2)により、安全管理者は事業場専任の者を少なくとも1人選

任しなければなりません。

業種ごとの事業場規模（＝専任の安全管理者を置く必要のある場合）（ 2 ）

- ・ 建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業 300 人
- ・ 無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業 500 人
- ・ 紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業 1,000 人
- ・ 上記（業種）記載の業種から前記業種を除いた業種（過去 3 年間の労働災害による休業 1 日以上の死傷者数の合計が 100 人を超える事業場に限る。） 2,000 人

3 衛生管理者の選任(労働安全衛生法第12条)

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、衛生管理者を、業種に応じた有資格者（ 3 ）から選任し、安全衛生業務（＝前記(1)～(5)）のうち衛生に係る技術的事項を管理させる必要があります。

選任する衛生管理者の数は、50～200人…1人以上、201～500人…2人以上、501～1000人…3人以上、1001～2000人…4人以上、2001～3000人…5人以上、3001人以上…6人以上です。

また、衛生管理者は事業場に専属する者を選任する必要がありますが、2人以上の衛生管理者を選任する場合、衛生管理者の中に労働衛生コンサルタントがいる場合は、労働衛生コンサルタントのうち一人については非専属とすることができます。さらに、事業場の規模等により、衛生管理者のうち1人を専任の衛生管理者（ 4 ）としなければなりません。

業種に応じた有資格者（ 3 ）

農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業の場合は、第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど

上記以外の業種（その他の業種）の場合は、第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど

専任の衛生管理者を置く必要のある場合（ 4 ）

1. 業種にかかわらず常時 1,000 人を超える労働者を使用する事業。
2. 常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務に常時 30 人以上の労働者を従事させるもの。

常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に常時 30 人以上の労働者を従事させる場合は、衛生管理者のうち1人は衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任する必要があります。

4 産業医の選任(労働安全衛生法第13条)

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、資格要件(5)を備えた医師から産業医を選任し、労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(6)を行わせる必要があります。ただし、法人の代表者等を産業医として選任することはできません。選任する産業医の数は事業場の規模によって決まっています(3001人以上は2人以上選任、1000人以上(有害業務については500人以上)は、専属の産業医を選任する必要があります。それ以外は1人以上)。

資格要件を備えた者(5)

1. 厚生労働大臣の指定する者(日本医師会、産業医科大学)が行う研修を修了した者。
2. 産業医の養成課程を設置している産業医科大学その他の大学で、厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業し、その大学が行う実習を履修した者。
3. 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者。
4. 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師又はこれらの経験者。

その他の厚生労働省令で定める事項(6)

1. 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
2. 過重労働による健康障害防止のための面接指導やこれを行わない労働者で健康配慮が必要な者への必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
3. 心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の実施並びに高ストレス者に対する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
4. 作業環境の維持管理に関すること。
5. 作業の管理に関すること。
6. 1～5に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
7. 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
8. 衛生教育に関すること。
9. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

毎月1回以上、事業者から産業医に衛生管理者による巡視の結果等の情報を提供する場合には産業医による作業場等の巡視の頻度を少なくとも2か月に1回として差し支えないこと、事業者は1か月当たりの時間外労働時間数等が80時間を超えた労働者の氏名やその時間数等の情報を産業医に提供しなければならないこと等の労働安全衛生規則が改正されています。

5 安全衛生推進者などの選任(労働安全衛生法第12条の2)

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業であって労働者数が常時10人以上50人未満の事業場では安全衛生推進者を、それ以外の業種で、労働者数が常時10人以上50人未満の事業場では衛生推進者を選任し、労働者の安全や健康確保などに関わる業務(=前記(1)~(5)但し衛生推進者の場合には衛生に係る業務のみ)を担当させる必要があります。

なお、安全衛生推進者(衛生推進者)の資格要件(7)は以下のとおりです。

資格要件(衛生推進者の場合は安全衛生を衛生と読み替えてください)(7)

1. 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者。
2. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者。
3. 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者。
4. 安全衛生推進者講習を受講し修了した者。

など

6 選任報告(労働安全衛生法第100条)

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医を選任したときは、それぞれの選任報告を、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。

7 安全・衛生委員会の設置(労働安全衛生法第17条、第18条)

安全委員会は、一定の業種・規模(8)、衛生委員会は業種に関係なく常時50人以上の労働者を使用する事業場で設ける必要があり、それぞれ安全に関する事項、衛生に関する事項を調査審議させなければなりません。

安全委員会を設置する必要がある業種・規模(8)

林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業であって労働者数が常時50人以上の事業場
製造業のうち 以外の業種、運送業のうち 以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業であって労働者数が常時100人以上の事業場